

令和5年度 軽自動車税（種別割）の税率

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773・6668

原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊・農耕車の税率

車種区分		税率	車種区分		税率
原付	50cc以下	2,000円	軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円
	50cc超 90cc以下	2,000円	小型二輪（250cc超）		6,000円
	90cc超125cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円		その他のもの	5,900円
			雪上車		3,600円

三輪・四輪以上の軽自動車

新車登録年月		平成22年 3月まで	平成22年4月から 平成27年3月まで	平成27年 4月以降	令和4年4月から令和5年3月のうち グリーン化特例（軽課）対象車			
課税区分 車種区分	重課		旧標準税率	標準税率	① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減	
	三輪		4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	適用なし	適用なし
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	適用なし	適用なし
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	適用なし	適用なし

グリーン化特例制度（軽自動車税の軽課・重課）

排出ガス性能と燃費性能が優れた自動車の普及を促進する観点から、新車登録の翌年度のみ軽自動車税（種別割）が軽減（軽課）されます。また、新車登録から一定年数を経過した自動車は増額（重課）されます。新車登録年月は車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

軽課税率

対象車 令和4年4月～令和5年3月までに新車登録した軽自動車で、次の①～③のいずれかの条件を満たすもの

①75%軽減 電気自動車・天然ガス自動車

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%以上低減に限る

②50%軽減（乗用営業用のみ） 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

③25%軽減（乗用営業用のみ） 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※②③は、平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車に限ります
燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載があります

重課税率

対象車 新車登録後13年を経過した軽自動車

税率 標準税率の概ね20%重課